

1 議事日程

[平成27年太宰府市議会第2回（5月）臨時会]

平成27年5月13日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第44号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越隆之 議員 |
| 3番 | 木村彰人 議員 | 4番 | 森田正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉重幸 議員 | 7番 | 笠利毅 議員 |
| 8番 | 徳永洋介 議員 | 9番 | 宮原伸一 議員 |
| 10番 | 上 疆 議員 | 11番 | 神武綾 議員 |
| 12番 | 小島真由美 議員 | 13番 | 陶山良尚 議員 |
| 14番 | 長谷川公成 議員 | 15番 | 藤井雅之 議員 |
| 16番 | 門田直樹 議員 | 17番 | 村山弘行 議員 |
| 18番 | 橋本健 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 6番 高取正臣 議員

4 会議録署名議員

- | | | | |
|----|---------|----|---------|
| 3番 | 木村彰人 議員 | 4番 | 森田正嗣 議員 |
|----|---------|----|---------|

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

- | | | | |
|--------|------|--------------------|------|
| 市長 | 芦刈茂 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 木村甚治 | 総務部長 | 濱本泰裕 |
| 地域健康部長 | 友田浩 | 総務部理事
兼公共施設整備課長 | 原口信行 |
| 建設経済部長 | 今村巧児 | 市民福祉部長 | 中島俊二 |
| 教育部長 | 堀田徹 | 総務課長 | 石田宏二 |
| 経営企画課長 | 山浦剛志 | 文書情報課長 | 百田繁俊 |

地域づくり課長	藤田 彰	税務課長	吉開 恭一
納税課長	伊藤 剛	国保年金課長	高原 清
都市計画課長	木村 昌春	社会教育課長	中山 和彦
上下水道課長	古賀 良平	監査委員事務局長	渡辺 美知子

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会議務局長	今泉 憲治	議事課長	花田 善祐
書記	山浦 百合子	書記	力丸 克弥
書記	諫山 博美		

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名です。

定足数に達しておりますので、平成27年太宰府市議会第2回臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番、木村彰人議員

4番、森田正嗣議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」から日程第5、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆様、おはようございます。

本日、平成27年太宰府市議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り厚くお礼申し上げます。

去る5月7日に統一地方選挙後初の臨時議会が開催され、正副議長、各常任委員会正副委員長並びに3常任委員会それぞれの構成委員が決定しまして初めての議会であります。議員各位におかれましては、今後の市政運営に対しまして温かいご支援とご理解をいただき、市民福祉の向上と市政のさらなる発展のため、格別のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの3件、人事案件1件、合わせて4件のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号から議案第43号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成27年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入に伴う関係規定の整備を行うもの、市民税に関しまして住宅借入金等特別控除の減税措置期間延長及びふるさと納税に係る寄附金控除の拡充を行うもの、軽自動車税に関しまして一定の環境性能を有する軽自動車等について税額を軽減するグリーン化特例の導入及び二輪車に係る税率の引き上げ時期を1年延長するもの、並びに固定資産税に関しまして土地の負担調整措置の仕組みを3年間延長するものなどでございます。

次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年度税制改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、太宰府市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

主な内容につきましては、固定資産税と同様に土地に係る負担調整措置の仕組みの3年延長等について規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成27年度税制改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、ここに報告し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございま

す。

今回、専決処分により改正いたしましたものは、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等の課税額並びに介護納付金の課税額に係る課税限度額の引き上げ、低所得者の国民健康保険税の軽減対象を拡大するための5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ、国民健康保険税の減免申請期限の変更でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3から日程第5までは委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 先ほど市長の提案理由の説明の中でも、社会保障番号というような提案理由の説明でございましたけれども、まず1問目に条例の文中に、法人番号という表記が何カ所か見受けられますが、これもマイナンバーとの関連として理解していいのかお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） おはようございます。

1点目の、条例の中にございます法人番号につきましては、議員おっしゃいますようにマイナンバー制度におきまして法人団体等に指定されます個人番号のことでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） そのマイナンバーの交付とかは10月になるというふうに認識していますが、あえてこの時期に専決という形で提案された理由が何なのかお伺いしたいと思います。通常の定例会においての提案とならなかったのはなぜかということですね。

それと2点目としまして、これは今回の税条例の改正の理由となっております地方税法の改正に関連いたしまして、納税環境準備の一環で猶予制度の見直しが行われ、納税者の申請による猶予制度が新設をされました。申請の期限や分納納付の設定、担保の用、不用額など、一定の事項については各自治体が条例で定める仕組みで来年の4月1日から施行されるというふうになっておりますが、納税者である市民の方に資する制度にする必要等があると考えますが、

現時点での対応を答弁できる範囲でお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） まず、1点目のマイナンバー制度をなぜ専決にしたかというご質問でございますけれども、マイナンバー法にかかわります市税条例の改正部分を専決処分といたしましたのは、マイナンバー法の施行期日は別途政令で定める日とされておりまして、政令が急遽発せられ、直ちに対応を求められることも想定されますことから、専決により対応をさせていただきます。

続きまして、2016年4月1日に施行されます猶予制度につきましては、本議案の条例改正には含まれておりませんが、平成26年度税制改正におきまして猶予制度の見直しが示されまして、関連があるということでございますので、今後の条例改正に当たり、基本的な考え方につきましてご回答を申し上げたいと思います。

今回の猶予制度の見直しにつきましては、国税は平成27年4月1日から、地方税は平成28年4月1日から施行することとされております。その内容につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されましたことと、地方税の特性や地方分権推進の観点を踏まえまして、地方団体が地域の実情等に応じまして条例で定めるところにより徴収等を行うことができる仕組みとされております。条例改正に当たりましては、猶予制度の見直しの趣旨に沿いまして、近隣市との情報交換や動向を参酌しながら、平成28年4月1日からの施行に向けて準備を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。ありませんね。

次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 第41号議案「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について質問いたします。

先ほど市長から提案理由の説明がありましたが、私たちの手元にある資料が30ページを超えるものであり、かつ参照箇所の変更を求めるような技術的なところも非常に多いものなんです。そこで質問なんですけれども、納税者として今回の条例改正に伴う知っておくべき要点、先ほど市長の話にもありましたけれども、改めて市民に語りかけるようなつもりでまとめたただければというのが1点。あわせて、そのうち特に市民によく理解しておいてほしいと思うような点があれば、周知の方法なども含めて何か予定をしているのか、あるいは考えているのかというようなことを伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 先ほど市長のほうから提案理由を述べましたけれども、私のほうからですね、今回の改正のポイントにつきまして2点ご説明をしたいと思います。

まず1点目は、マイナンバー制度に伴う関係規定の改正でございます。

マイナンバー制度は、住民票を有する全ての個人や法人団体等に番号を付しまして、効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する情報が同一の個人や法人、団体等のものであることを確認するためのものでございます。マイナンバー制度の導入によりまして、行政の効率化、住民の方の利便性の向上及び公平、公正な社会を実現する社会基盤の整備という3つの効果が期待されております。このうち、住民生活に関連するものとしたしましては、添付書類の削減など行政手続が簡素化し、住民負担の軽減や利便性が向上いたしますとともに、行政機関が持ちます自己の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることができるようになると思います。また、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや、給付や不正を受け取ることを防止するとともに、本当に困っている人にきめ細やかな支援を行えるようになります。

税の分野におきましては、平成28年1月からまず国税の利用が始まり、市税に関しましては平成29年1月ごろから利用することとなりますので、今後国税での利用状況を注視しまして実施に向けて遺漏のないように対応をしていきたいと考えております。

2点目は、軽自動車税に関する改正でございます。

今回の改正で、平成27年度から実施予定でございました二輪車に係ります税率の引き上げ時期が1年延期されました。また、環境性能に応じて税額を軽減するグリーン化特例の導入や、環境負荷の高い車両の買い換えを促進するため、最初の車両番号指定から13年を経過した車両に対して約20%の割り増し課税を平成28年度から実施することとなります。

周知の方法につきましては、ホームページ、広報等でですね、行っていくことを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。ありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） ありがとうございます。

追加のような質問なんですけれども、税金に関することでもありますので、今回の改正によって市にとっての税金に対する影響、どのような試算をされているのかということがわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今回の改正では、個別の税目ごとに見ますと増収、減収となるものがございますけれども、税金全体に大きな影響を与えるような改正とはなっておりません。また、現在の制度下では行政費用に対する税金等歳入の不足につきましては、地方交付税によりまして補填されることとなっております。したがって、税金が減少いたしましても直ちに市財政に影響を与えるものではございません。

個別の税目で見ますと、軽自動車税は税率引き上げによりまして平成28年度に約1,700万円

の増収、固定資産税におきましては土地に関する負担軽減措置によりまして平成27年度に約1,600万円の軽減となっております。また、住民税では住宅借入金等特別控除によりまして平成27年度で約4,000万円程度の減収となりますけれども、これにつきましては全額交付税措置がされます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第41号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（橋本 健議員） 座っていただいていますよ。

次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 基本的に、前の質問と同じことを聞くつもりで言いますけれども、今回は一度に合わせて質問したいと思います。

都市計画税の変更ということが先ほど市長の説明にもありましたけれども、固定資産税の扱いと類似のものがあるということでしたけれども、改めて市民に知っておいてもらいたい改正の要点のようなものがあればということと、財政、税収に関する影響をどのように考えていらっしゃるかということをお教えいただきたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 要点ということでございますけれども、都市計画税条例改正の主な内容につきましては、議案第41号中の固定資産税の改正内容と同様でございます、土地に係る負担調整措置の延長につきまして、関係規定の改正を行うものでございます。

この改正に伴いまして、都市計画税は平成27年度の課税ベースで試算いたしますと約200万

円程度の軽減となっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対0名 午前10時21分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について、これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、1問う目にですね、毎年この国保の専決、限度額の引き上げというのは何らかの形で提案をされておられますが、今回は国保の基礎課税額、そして後期高齢者支援金課税額、介護納付金課税額のそれぞれの限度額の引き上げというふうな形で専決処分の提案がされておりますが、今回のこの措置によりまして対象となる方がどれぐらいおられるのか、まず1問目伺います。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 対象世帯につきましてご回答申し上げます。

まず、今回の課税限度額の引き上げについてでございますけれども、今議員がおっしゃいましたように、医療分といたしまして限度額が51万円が52万円と1万円の増、後期高齢者支援金分としまして16万円が17万円となり1万円の増、介護分としまして14万円が16万円となり2万円の増となり、総課税限度額を81万円から85万円に引き上げるものでございます。

平成26年度の国保加入者のデータをもとに試算いたしますと、限度額が引き上げられることによりまして負担増となる世帯は213世帯となります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問ありますか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今213世帯という答弁がありましたけれども、この限度額の引き上げについて、毎年専決処分で限度額の引き上げが行われているように認識しているというのは1問う目でも申し上げましたけれども、今国保をめぐっては、全国知事会のほうからも、被用者保険と比べて極めて重たい保険料負担率を可能な限り引き下げて国民の保険料負担率の平準化を図るような抜本的な財政基盤強化を図る必要があると、これは全国知事会が1月に国に緊急要請を行っておりますが、保険税の引き下げを求める動きというものもそういった地方六団体といえますか、そういったところからも上がってきている状況であります、その点について太宰府市としての認識をお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（中島俊二） 今後の保険税につきましてでございますけれども、今回の課税限度額の引き上げに伴うものとしまして約470万円ほどの増収を試算をいたしております。本市国民健康保険事業特別会計におきましては、これまで繰上充用によりまして赤字決算を補ってまいりましたけれども、平成27年度に1,700億円の国の財政支援が行われることになっておりますので、まだ詳細はわかっておりませんが、平成27年度におきましては、単年度の赤字額が減少するものと期待をしております。

また、現在持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正案が国会で審議中となっております。その中で、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、市町村ごとの標準保険税率を算定し公表し、市町村はその標準保険税率を参考にしまして市町村の保険税率を定め賦課徴収し、そして県が定めます国保事業費納付金を都道府県におさめることとなっております。その時期とあわせまして、さらに1,700億円の国の財政支援が行われる予定となっておりますので、これによりまして国保の財政基盤の強化が図られ、保険税の伸び幅の抑制につながることを期待しております。

なお、その3,400億円で国のほうの試算としましては1人当たり1万円の保険税の減になるということで、そういう財政改善効果があるというふうになっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もうこれが最後ですので質問ではありませんけれども、要望という形で終わらせていただきますけれども、先ほど答弁でありました国の支援の部分ですね、その財源を当てにすることで国保の会計の予算を組むに当たって、間違ってもその国の支援があるから市の一般会計からの繰り入れを、法律で定められている部分も含めて、法に含めてのそういった繰り入れを減らすというようなそういった部分の財政運営だけはとられないようにということはこの点要望いたしまして、質疑を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私が考えていた質問は、実質的に今の藤井議員の質問の中で回答がなされていると思いますので、省略させていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 議案第43号につきましては、反対討論を行わせていただきます。

今回の専決処分の中には、5割、2割の軽減措置の拡大なども含まれておりまして、その点については反対する考えはありません。しかし、毎年繰り返される限度額の引き上げが、今保険税を何とか払えていても、いつか、払えている人が払えなくなるというような懸念が含まれております。日本共産党市議団が昨年行いました市政アンケートでも、国民健康保険税の負担感、そして引き下げを求める声も寄せられております。

新市長におかれましても、国に対しては国保会計への補助金の増額など、高過ぎる保険税が引き下げられるような対応策を検討されることを要望いたしまして、今回提案されております議案第43号につきましては、同会派の神武議員とも反対することを述べて、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（橋本 健議員） 大多数起立です。

よって、議案第43号は承認されました。

〈承認 賛成14名、反対2名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第44号 太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第6、議案第44号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により藤井雅之議員の退場を求めます。

（15番 藤井雅之議員 退場）

○議長（橋本 健議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦川 茂） 議案第44号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

平成27年4月29日付をもって議員選任の監査委員佐伯修氏が任期満了となり、その後任委員として藤井雅之氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

藤井雅之氏は、平成19年の市議会議員選挙において初当選以来、今期で通算3期目を迎えられ、太宰府市政発展のためご活躍されているところであります。人格、識見にすぐれ、また人望も厚く監査委員として最適任であると考えておりますので、経歴書をご参照の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第44号は同意されました。

〈同意 賛成15名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（橋本 健議員） ここで、藤井雅之議員の入場を認めます。

（15番 藤井雅之議員 入場）

○議長（橋本 健議員） 藤井雅之議員に申し上げます。

ただいまの議案第44号「太宰府市監査委員の選任につき同意を求めることについて」は同意されましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、5月17日付をもって退任されることになりました平島副市長の挨拶をお受けしたいと思いをします。

平島副市長、どうぞ、お願いします。

○副市長（平島鉄信） この本議会の席上におきまして、私の退任の挨拶の機会を与えていただきました、橋本議長を初め、議員の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

私こと、5月17日をもちまして任期満了により2期8年間の副市長職を退任することになりました。私はこの太宰府に生まれ育ったこともありまして、太宰府をより一層よいまちにしたいの思いから、市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」の具現化を目指しまして努力を重ねてきたつもりでございます。そのために、行政の各分野で職員一同と力を合わせて取り組んでまいりました。この間、皆様方には温かいご支援、ご指導とご協力を賜り、おかげさまで職務に励むことができました。このことは、私にとっても忘れ得ぬ事柄でございます。改めて皆様方に厚くお礼を申し上げます。今後は、一市民として本市発展のため貢献をしたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。

最後に、本市のますますの発展を祈念しますとともに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○議長（橋本 健議員） 平島副市長、本当にお疲れさまでございました。長い間、ありがとうございました。

お諮りします。

本臨時会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第2回臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年8月24日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 木 村 彰 人

会議録署名議員 森 田 正 嗣